

季節性インフルエンザとの同時流行に備えた医療提供体制

11月1日からは、発熱等の症状がある場合には、
まずは、かかりつけ医等、地域の身近な医療機関に
電話で相談してください。

【注意事項】

- ① 受診前に必ず電話相談し、
来院時間を決定
- ② 来院時間を遵守、
マスクをした上で来院
- ③ 公共交通機関以外を利用し受診



発熱患者等

かかりつけ医等がない場合

受診・相談センターに
電話で相談

かかりつけ医等に
電話で相談

(かかりつけ医等に
受診できない場合)

「受診・相談センター」で
「診療・検査医療機関」を案内

(受診できる場合)

- ◆受診・相談センター
 - ・発熱等の症状がある方専用ダイヤル
TEL 0954-69-1102
 - ・新型コロナに関する一般相談ダイヤル
TEL 0954-69-1103

「かかりつけ医等」で
診療・検査

「診療・検査医療機関」で
診療・検査